

平成29年4月4日

## 平成29年度 奨学生募集のご案内

大学生・大学院生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町3-1-18  
公益財団法人 亀井記念財団  
事務局長 石井 剛  
TEL 022-264-6239

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な大学生・大学院生に対し奨学金を貸与し、又高校生・高等専門学校生・看護学校生及び外国人私費留学生には奨学金を支給している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて大学生・大学院生の奨学生を募集しますので、ご案内致します。

### 1 応募資格

- a 大学生・大学院生にふさわしい生活態度・信条を持ち、かつ水準以上の学力で、向学心があり、家庭の事情から学資負担の困難な学部学生或いは大学院生で、宮城県下の各大学に通学している東北6県出身者の方を対象とします。又、岩手大学に在学する宮城県出身者を対象とします。(在学年次は問いません。)
- b また、現在他の奨学機関から奨学金の貸与あるいは支給を受けている人でも、当財団の奨学金を受けることができます。

### 2 貸与奨学金

- a 正規の修学期間、下記の奨学金が貸与されます。
- |                |        |         |
|----------------|--------|---------|
| 国公立大学生・大学院生の場合 | 奨学金の月額 | 30,000円 |
| 私立 大学生・大学院生の場合 | 奨学金の月額 | 40,000円 |
- b 採用された方の、初年度の奨学金の支払開始は7月になります。  
(7月の第1回目の貸与は、4月～8月の5カ月分を一括して貸与)

### 3 返済条件

大学を卒業後、貸与期間の3倍の期間で、均等半年賦返済と致します。  
尚、貸与奨学金には原則利息は課せられません。

### 4 応募の手続

- a 申込には大学長の推薦が必要でありますので、あらかじめ学生課の方にご相談下さい。  
\* 応募には下記の書類が必要です。各用紙は、学生課奨学金係の方にお尋ね下さい。
- ① 大学生・大学院生奨学金申込書(願書・推薦調書) 1通  
(両親等の身元保証人が必要です。)
- ② 本人の写真(上記申込書に貼付する) 1枚  
(6ヶ月以内のもので、縦4.0cm×横3.0cm程度、白黒・カラーを問わず。)

- ③ 父母、祖父母、兄弟等同一生計家族全員の所得者の平成28年分源泉徴収票(給与・年金(遺族年金含)所得者)又は、確定申告書(自事業者)等の所得証明  
\*各々写しで可・・・1通(漏らさないで下さい。)

- イ 今年、失業した人で1月から失業時まで収入がある場合は、今年の収入金額を記載し、今年(平成29年分)の源泉徴収票等の写し
- ロ 失業中で雇用保険を受給(見込み含む)している人は、今年の受給予定額を記載し、雇用保険受給資格者証の写し
- ハ 今年就職した人は、今年の年収見込額を記載し、その証明書(勤務先等より)
- ニ 児童扶養手当(特別児童扶養手当含)及び児童手当の受給者は、それらの合計の今年の年間受給予定額を記入し、その通知書等の写し(漏らさないで下さい。)

- ④ 生活保護世帯はその証明書の写し、障がい者(1～3級)や要介護者(3以上)がいる場合は障がい者手帳等の写し、単身赴任世帯は会社等の「単身赴任を証明する書類」。
- ⑤ 申込書の「所得から差引かれる金額」のオ(医療費控除)・カ(雑損控除)がある場合は、別紙支出明細書(確定申告した場合は、その申告書の写も添付)
- ⑥ 右側の本人の生活費は、収入と支出の金額を一致させて下さい。又、授業料は年払い及び一括前払い等の場合、月額に置き直して記入下さい。  
応募締切について：応募ポスターは5月12日(金)となっておりますが、学校での締切は、各学校の奨学金係等に確認下さい。

### 5 選考と採用

- a 6月中旬に選考委員会を開き、各大学より推薦された方の申込書を公正に審査し、25名以内を奨学生として採用致します。
- b 採否は、6月下旬に大学を経由し本人にご通知致します。  
尚、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますので、ご遠慮願います。

### 6 採用になった場合

- a 学校より、奨学生採用の通知と誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入の上、同一生計家族全員の住民票を添え、当財団が指定する期日(7月8日(土)午後15時にオリエンテーションを予定)に持参下さい。尚、後日、本人宛にご案内致します。
- b 奨学金は、大学宛送金致します。各大学の学生課奨学金係よりお受け取り下さい。

### 7 その他

- a 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。もし、記入しなければならぬ事を故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行った事により奨学生になったことが判明したときは、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらふ事になりますのでご注意下さい。
- b 自分が以前当財団の奨学生だった人、及び兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合は、申込書の「家庭事情」欄にその旨記入下さい。
- c 住居がその他の場合、空欄に具体的(例：母の実家、祖父の持家等)に記入下さい。

以上

大学生・大学院生奨学金申込書(願書・推薦調書)

申込者は太線内を記入すること

公益財団法人 亀井記念財団 殿 平成 年 月 日

下記の記載事項に相違ありません。貴財団の奨学金を申し込みます。

大学名 学部 学科 年生 学年  
\*修士・博士前期・博士後期 研究科  
卒業見込年月 年 月

フリガナ 本人氏名 印 \*持家・借家・アパート・社宅・公営住宅・その他  
現住所〒

\*男・女 生年月日 年 月 日 TEL - -

(両親等) 身元保証人 印 \*持家・借家・アパート・社宅・公営住宅・その他  
(自署) 現住所〒

(続柄:本人の ) 生年月日 年 月 日 TEL - -

写真  
貼付欄

\*の箇所は該当するものを○で囲むこと

就学者を 除く	続柄	氏名	年齢	勤務先	所得の種類 (給与・事業)	年間総収入額 (税込)万円	所得金額 (税込)万円
	父						①
	母						②
							③
							④
	*今年の児童扶養手当+児童手当等の予定合計額(通知書等写添付)						⑤
	[①~⑤の計]所得金額計						⑥
本人を除く 就学者	続柄	氏名	*種類	在 学 校 名	学年	*通 学 別	控 除 額 万 円
			公・私			自宅・自宅外	⑦
			公・私			自宅・自宅外	⑧
			公・私			自宅・自宅外	⑨
	ア.本人の就学控除(国公立・自宅74万円/自宅外121万円、私立・自宅133万円/自宅外180万円)						⑩
	イ.母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない世帯等)(一律99万円)						⑪
	ウ.障がい者(1~3級)要介護者(3以上)がいる世帯(一人99万円) 注)障がい者手帳等の写し添付要						⑫
	エ.主に家計を支えている者が別居している世帯(一律71万円) 注)会社等の証明書添付要						⑬
	オ.長期療養を必要とする人がいる世帯(6ヶ月以上療養)療養のため特別な支出をしている年間額						⑭
	カ.火災・震災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに受け、今後2年以上支出増・収入減の年間額) 注)り災証明書等の写し添付要						⑮
	注)オ、カは、別紙支出明細書の添付要 [⑦~⑮の計] 控除合計額						⑯
	[⑥-⑯] 認定所得金額						⑰
	[世帯人員 人] 収入基準額						⑱
	[⑰-⑱] 財団認定所得額						⑲

※収入基準額と特別控除額は、日本学生支援機構版(エ行を除く)を準用します。

※年間総収入額(税込)万円は千円以下切捨てて記入して下さい。

奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入すること  
注)記入文字数は、70字以上120字以内とすること。

障がい関係 同居家族の障がい者・要介護者の状況 本人との続柄 疾病期間  
年 月 以来  
長期療養

\*下記の月額収入と月額支出の金額は一致させて下さい。(自宅からの通学は、住居費が原則0円です。)

本人の生活費	月額収入	千円	月額支出	千円
	両親から		住居費	
	アルバイト		食費等	
	他の奨学金		交通費	
	その他		授業料	
	計		計	

人物、健康、学力及び家計について、  
特記事項があればご記入ください。 所見記入者 氏名

上記の者は、貴財団の奨学生募集基準に合致しているものと認め、推薦します。  
平成 年 月 日  
公益財団法人 亀井記念財団 殿

学校名 職 印  
校長名

この申込書に記入されている個人情報、当財団の奨学金業務のためのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。また、提出書類は返却致しませんので、ご了承下さい。

この様式は日本学生支援機構の様式を参考に作成してあります。

平成29年4月4日

## 平成29年度応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

### 同一生計家族と年間総収入額及び所得証明等について

#### A 同一生計家族

財布を一緒にして生活している家族をいい、必ずしも同居しているか否かだけで判断しません。

たとえば、親子が同一の家屋に住んでいたとしても、いわゆる二世帯住宅で、一階には親である老夫婦が、二階には息子夫婦と孫が暮らし、食事や家計費を親子で完全に分けて生活しているならば、老夫婦と息子夫婦は同一生計家族になりません。(同一生計家族となる祖父母が年金受給者の場合は、祖父母それぞれの年金年間受給額を年間総収入額欄へ記入し、所得証明として年金の源泉徴収票等の添付が必要となります。)

逆に、成人して家を出て働いている子が、収入の少ない親へ定期的に仕送りしてその生活を補助していれば、子と親は同一生計家族とみなします。

#### B 年間総収入額と所得証明

当財団で把握したい年間総収入額は、平成29年の一年分です。

しかし、平成29年分の収入を把握する事が非常に困難なため、会社勤めや自事業者は、前年(平成28年)と同じ会社に勤めて同じ給料を受ける、同じ事業を行い同じ収入を得ると仮定し、前年(平成28年)の「源泉徴収票」や所得の「確定申告書」の所得証明書を求めています。

したがって、所得者の状況が前年(平成28年1~12月の一年間)と異なる場合(生活保護世帯、死亡した、失業した、定年退職した、事業を廃業した、前年途中又は今年から働いた、今年から事業を開始した等)は、平成29年の一年分の収入を予測して記入しますので、年間総収入額欄への記入金額及び所得証明添付には、下記の点に留意下さい。

##### ① 生活保護世帯

今年1年間の生活保護費受給額(予定額)がわかるもの。

(例:今年の保護変更決定通知書写し全部)

##### ② 死亡した場合

遺族年金を受給している場合は、今年の年間受給額と年金証書等の写

##### ③ 失業した場合

雇用保険を受給している場合:今年の年間受給額と雇用保険受給資格者証等の写

雇用保険を受給していない場合:勤務先欄へ「求職中」と記入

平成29年1月から失業するまでに収入がある場合は今年(平成29年分)の「源泉徴収票」又は所得が分かるもの

##### ④ 会社等を定年退職した場合

退職月までの給与総額及び今年受給年金見込み額と、給与の受給総額を証明する資料(源泉徴収票や給料支給明細等)及び年金証書等の写

##### ⑤ 事業を廃業した場合

勤務先欄へ「自事業廃業」と記入。今年の年間総収入額と所得がわかる場合は、その金額を記入。不明の場合は、年間総収入額欄へ“0”を記入

なお、税務署へ廃業を届出ている場合は「事業開業・廃業等届出書」の写しを添付  
廃業後就職した場合は、2段に目にその勤務先や今年の給料総額予想額を記入

##### ⑥ 今年から働いた場合(前年に途中で入社した場合も同じです。)

今年の年収見込み額(総額)と、その証明書(勤務先等)

勤務先より証明書を貰えない場合は、自分で今年の年収見込み額を給料明細書等から計算し、その給料明細書等を添付

計算例:平成29年2月就職

2~4月までの給料総額の合計750,000円の場合

$750,000 \text{円} \div 3 \text{ヶ月} \times 11 \text{ヶ月} = 2,750,000 \text{円}$

##### ⑦ 今年から事業を始めた場合

勤務先欄へ「事業名」と所得の種類欄へ「今年開業」と記入し、税務署への「事業開業・廃業等届出書」の写しを添付。年間総収入額は、“0”を記入

なお、税務署へ届出していない場合は、空欄へその旨記入する事。

##### ⑧ 自事業者で、配偶者等へ専従者給与を支払っている場合のその配偶者等が同一生計家族の場合、その専従者給与は年間総収入額欄へ記入する必要が有ります。

##### ⑨ 児童扶養手当(特別児童扶養手当含)及び児童手当の受給者はそれらの合計額を記入し通知書等の写を添付。

#### C 市町村発行の課税証明書及び非課税証明書について

所得証明として使用できません。

従って、源泉徴収票か所得税確定申告書の写しを、所得証明として添付して下さい。

(理由)

当財団の奨学金申込時期において、市町村発行の課税証明書及び非課税証明書に記載されている金額は、2年前の金額で、当財団が求める前年の金額でないため。

(税務署からの所得通知時期の関係で、市町村の処理が6月にずれ込むため。)

以上

(該当するものを、○で囲んで下さい。)

↓

長期療養 による支出明細書  
 火災・震災・風水害・盗難

学校名 \_\_\_\_\_

申込者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 該当者名 \_\_\_\_\_

年 月から 長期療養 被災 しています。経費支出は下記のとおりです

(単位:円)

年・月						月 計
年1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
領収書等計						
年間推算額						

注1)「長期療養」:表の上段に、入院又は通院している病院や調剤薬局名等を記入し、**各々数ヶ月分の療養のため特別な支出の領収書を添付(写し可)し**、年間支払額を推算して下さい。

注2)「火災・震災・風水害・盗難」:り災証明書又はり災届出証明書・被害届等の写しを添付し、年間の総額を推算して下さい。

**ただし、被害を受けた時期が、平成28年1月以降分に限りません。**

平成28年分「確定申告書(控)雑損控除」(写)を提出する場合は、明細の欄へ「確定申告書の通り」と記入し、年間推算額の欄へ「確定申告書に記入した金額」を記載下さい。